

奈良教育大学国際交流留学センター規則

平成26年3月20日
制 定

改正 平成27年2月27日規則第10号

改正 平成27年7月29日規則第37号

改正 平成29年7月21日規則第17号

改正 平成30年6月20日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第24条の2第2項の規定に基づき、奈良教育大学国際交流留学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、文化多様性教育に関わる実践的、理論的研究を学際的に行い、国際的視野を備えた教員の養成に寄与するとともに、国際交流協定大学などとの交流・連携に関わることで、派遣・受入留学生を支援し教員養成大学としての国際交流を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 国際交流留学センター長（以下「センター長」という。）
- 二 センター担当教員（国際交流留学センター）（以下「センター担当教員」という。）

2 センターに、次の各号に掲げる教職員を置くことができる。

- 一 国際交流留学センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- 二 特任教員
- 三 兼務教員
- 四 客員教員
- 五 相談員
- 六 その他必要な教職員

3 センターに、必要に応じて、研究部員を置き、学外者の協力を求めることができる。

(センターの事業)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 文化多様性教育に関わる実践的、理論的研究を学際的に行うこと
- 二 受入学部留学生教育の運営
- 三 受入大学院留学生への日本語に関わる支援
- 四 受入留学生と学生との教育交流に関わること
- 五 各種教育プログラムに関わること
- 六 派遣留学生への支援に関わること
- 七 学術交流・学生交流に関わるプロジェクトの企画及びコーディネート

八 その他、センターとして必要な事業を実施すること
(センター長等)

第5条 センター長は、センター運営に関する業務を掌理する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代行する。

4 副センター長の任期は、センター長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。

(センター長適格者等の推薦)

第6条 第14条に規定する運営委員会は、本学専任の教授3名をセンター長適格者として、学長に推薦することとする。

2 センター長は、必要に応じて、本学専任の教授又は准教授の中から副センター長適格者を学長に推薦することができる。

(センター長等の任命)

第7条 学長は、前条第1項による推薦を経て、センター長を任命する。

2 学長は、前条第2項による推薦を経て、副センター長を任命することができる。

(センター担当教員)

第8条 センター担当教員は、センターの業務に従事する。

2 センター担当教員は、大学教員のうちから学長が委嘱する。

(特任教員)

第9条 特任教員は、センターの業務に従事する。

(兼務教員)

第10条 兼務教員は、センターの業務に従事する。

2 兼務教員は、大学教員及び附属学校教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が選考により委嘱する。

(客員教員)

第11条 客員教員は、センターの業務に従事する。

2 客員教員の選考に必要な事項は、別に定める。

(相談員)

第12条 相談員は、センターにおける相談業務に従事する。

2 相談員は、運営委員会の推薦に基づき、学長が選考により委嘱する。

(研究部員)

第13条 研究部員は、センターに所属し、研究に従事する。

2 研究部員は、運営委員会の推薦に基づき、学長が選考により委嘱する。

(運営委員会)

第14条 センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センターの事務は、各課の協力を得て、学生支援課が処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議により、センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初のセンター長を任命するための第6条第1項に規定するセンター長適格者の推薦については、奈良教育大学国際交流・留学生センター（仮称）設置準備委員会が学長に推薦することとする。

附 則（平成27年規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第37号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規則第17号）

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第15号）

この規則は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。